



生物多様性条約第10回締約国会議（CBD-COP10）

- **期間**：2010年10月18日(月)～29日(金)
 - ・閣僚級会合 10月27日～29日
 - ・カルタヘナ議定書第5回締約国会議(MOP5) 10月11日～15日



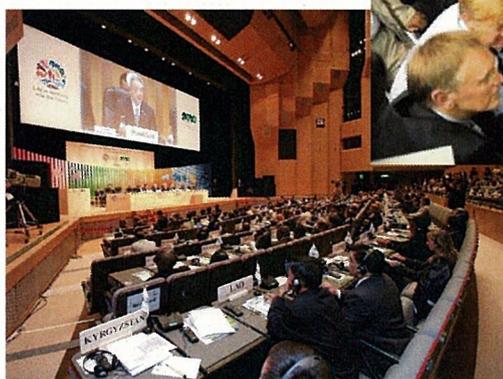
- **場所**：名古屋国際会議場

- **参加者**：締約国180カ国、国際機関、NGO等オブザーバー 他
 - ・参加者数：13,000人以上（締約国・オブザーバー・報道関係者・スタッフ）
 - ・公式サイドイベント数：約350

- **標語**：「いのちの共生を、未来へ」
“Life in Harmony, into the Future”

- **関連会議・イベント**：

- ・生物多様性国際自治体会議
- ・生物多様性に関する国会議員会合
- ・生物多様性交流フェア（11万8千人以上）など



COP10/MOP5の主な議題

■ 2010年目標の評価と2010年以降の次期目標（ポスト2010年目標）の採択

※現行目標（「生物多様性の損失の速度を2010年までに著しく減少させる」）の達成状況を評価した上で、急速に悪化する生物多様性の状況を改善するため、2010年以降の目標を設定するもの。

■ ABS（遺伝資源へのアクセスと利益配分）に関する国際的枠組みの検討 (Access and Benefit Sharing)

※遺伝資源提供国（主として途上国）の遺伝資源を利用して利用者（主として先進国企業）が利益を上げる場合に、その利益の一部を提供国（途上国）に配分するための枠組みを国際的に合意するもの。

■ カルタヘナ議定書の「責任と救済」に関する補足議定書の採択（MOP5）

※国境を越えた遺伝子組換え生物が自然界に放出されて生物多様性に損害が発生した場合に、その損害への対応（責任の明確化と原状回復等の救済措置のあり方）に係るルールを国際的に合意するもの。

■ 分野別議題・横断的議題

- 保護地域
- 気候変動と生物多様性
- 海洋
- 民間参画（ビジネスと生物多様性）
- 持続可能な利用
- 森林と生物多様性
- 資金メカニズム
- 科学的基盤の強化(IPBES) など

COP10/MOP5の主な成果

<COP10>

- 2010年以降の次期目標（愛知目標）の採択
- ABS（遺伝資源へのアクセスと利益配分）に関する名古屋議定書の採択
- 「国連生物多様性の10年」（2011～2020年）の提案（国連総会）
- IPBES（生物多様性版IPCC）：「生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム」の設立を提案（国連総会）
- 持続可能な利用：SATOYAMAイニシアティブの採択
- 民間参画の推進：国レベル・地域レベルで取り組まれている各ビジネスと生物多様性イニシアティブ間の連携を図るためのグローバルプラットフォームの設置の奨励等

※ 中小企業や一次産業を含む幅広い事業者が参加し、生物多様性に関する日本の先進的取組等の海外への発信を目指す「生物多様性民間参画イニシアティブ」を発足（10月26日）

<MOP5>

- カルタヘナ議定書の補足議定書（名古屋・クアラルンプール補足議定書）の採択（MOP5）

※ 国境を越えた遺伝子組換え生物が自然界に放出されて生物多様性に損害が発生した場合に、その損害への対応に係るルールを国際的に合意した。

新戦略計画の概要

■長期目標 【Vision】

- 「自然と共生する (*Living in harmony with nature*) 」世界
- 「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界

■短期目標 (2020年) 【Mission】

生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。

◇これは2020年までに、

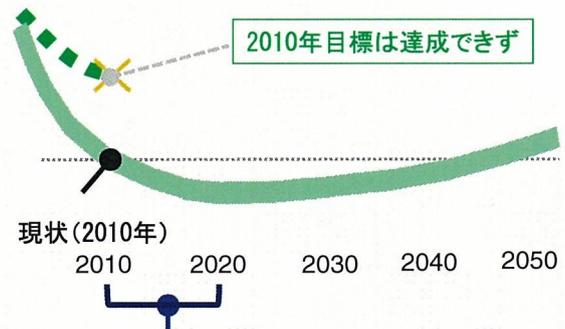
- ・ 抵抗力のある生態系と、
- ・ その提供する基本的なサービスが継続されることを確保。

この結果

地球の生命の多様性が確保され、人類の福利と貧困解消に貢献。

◇これを確保するため、

- ・ 生物多様性への圧力の軽減、
- ・ 生態系の回復、
- ・ 生物資源の持続可能な利用、
- ・ 遺伝資源の便益を公正かつ衡平に配分、
- ・ 適切な資金資源の提供、
- ・ 生物多様性の問題の主流化 などを進める。



★2011年からの10年間で「国連生物多様性の10年」とすることを提案

国際社会、市民社会が一体となって生物多様性の損失を抑えるための重点期間と位置づけ(2010年12月の国連総会で決議)

新戦略計画 (愛知目標)

■20の個別目標【Target】

- 目標1：人々が生物多様性の価値と行動を認識する。
- 目標2：生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合には国家勘定、報告制度に組み込まれる。
- 目標3：生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される。
- 目標4：全ての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する。
- 目標5：森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する。
- 目標6：水産資源が持続的に漁獲される。
- 目標7：農業・養殖業・林業が持続可能に管理される。
- 目標8：汚染が有害でない水準まで抑えられる。
- 目標9：侵略的外来種が制御され、根絶される。
- 目標10：サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する。

- 目標11：陸域の17%、海域の10%が保護地域等により保全される。
- 目標12：絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される。
- 目標13：作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される。
- 目標14：自然の恵みが提供され、回復・保全される。
- 目標15：劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する。
- 目標16：ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される。
- 目標17：締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する。
- 目標18：伝統的知識が尊重され、主流化される。
- 目標19：生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される。
- 目標20：戦略計画の効果的実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する。